

監査報告書

2015年5月27日

社会福祉法人 野のはな
理事長 西尾 京子 殿

監事 立石拓実 
監事 山本民子 

社会福祉法第40条および社会福祉法人野のはな定款第11条に基づき、
2014年度における監事監査を実施したところ、次のとおりであったので報告
します。

- 1 実施日時 2015年5月27日 (水) 17時半～18時
- 2 実施場所 社会福祉法人野のはな 本部
(大阪府阪南市和泉,鳥取950番7)
- 3 立会人 理事長 西尾 京子
- 4 監査結果 下記のとおり

	意見	指摘事項	備考
理事の業務執行状況	適正である		
法人の財産管理状況	〃		
法人及び施設の業務執行状況	〃		
法人及び施設の会計状況	〃		
その他の状況	〃		
総括	——	(認定)・不認定	

8 監事監査項目

(別紙)

監事監査項目			監査結果			内容
項目	監査事項	項目	監査結果			
			A	B	C	
監査結果 A・・・適正 B・・・要改善 C・・・即改善 (該当欄○印)						
I 組織運営						
1 定款	①定款準則に準拠していること。 ②定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。		○			
2 役員			○			
(1)定数・現員	①定数は、事業規模等の実績に即したものであること。 ②欠員が生じていないこと。 ③役員名簿が整備されていること		○			
(2)選任・任期	①役員の選任手続きが、定款の定めに従い行われていること。 ②選任関係書類が整備されていること。 ③役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 ④任期の切れている役員がないこと。 ⑤評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うことが適当なこと。		○			
(3)適格性	①欠格事由を有する者、成年被後見人及び被保佐人及び禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者が選任されていることは適当でないこと。 ②関係行政庁の職員が法人の役員となっていないことは適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあつては役員の総数の5分の1までは差し支えないこと。 ③実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 ④地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。		○			
(4)報酬等	①役員に報酬等が支給されている場合は、定款の定めに従い必要な事項を理事会の議決により定め支給していること。		○			

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
3 理事 (1)定数 (2)適格性	①定数は、6名以上で確定数であること。 ①各理事と親族等の特殊の関係のある者が制限数を超えて選任されてはならないこと。 ②当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関係する業務を行うものが3分の1を超えてはならないこと。 ③社会福祉事業について、学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が1名以上参加していること。 ④当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。ただし、評議員会未設置の法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。 ①理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、その旨を定款に明記していること。また、登記されていること。 ②理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従つて法人運営及び事業経営を行っていること。	○			
(3)代表者	①理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。 ②1人は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。また、残りの1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。 ③他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。 ④当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であつてはならないこと。 ⑤理事の業務執行の状況、法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について十分な監査が行われていること。 ⑥監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告し、法人において保存されていること。	○			
4 監事	①開催手続が、定款の定めに従つて行われていること。	○			該当なし
5 理事会 (1)開催状況		○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(2)審議状況	<p>②予算のための理事会、決算のための理事会のほか、理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に則し、必要に応じて理事会が開催されていること。</p> <p>①理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>②議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>③理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任していないこと。</p> <p>④定款の規定に従い書面表決を認めるときは、その手続きが行われていること。</p> <p>⑤理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。</p> <p>⑥評議員会が設置されている場合は、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴いていること。</p> <p>①議事録は、正確に記録され、かつ、当日の資料が添付されて保存されていること。</p> <p>②議長及び議事録署名人（理事2名）は、議事録に署名又は記名押印していること。</p>	○			
(3)記録		○			
6 評議員 評議員会	<p>①措置委託の対象とならない施設の設置経営を行う法人は、評議員会が設置されていること。</p> <p>②評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていないこと。</p> <p>③各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。</p> <p>④当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>⑤評議員には、地域の代表を加えること。また、利用者の家族の代表を加えることが望ましいこと。</p> <p>⑥評議員の選任、評議員会の開催、議決は定款の定めに従い行われていること。</p> <p>⑦評議員会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。</p>	○			
7 その他	<p>①社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者でなければならないこと。</p>	○			

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
II 事業 1 事業一般	①定款に記載されている事業が行われていること。 ②定款に記載されていない事業を行っていないこと。	○			
2 社会福祉事業 (1)運営状況	①関係法令・通知による設置及び運営の基準に即して、適正に経営されていること。 ②社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 ③関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。 ④事業の開始、変更及び廃止等に係る所要手続きが遅滞なく行われていること。	○			
(2)事務手続	①当該法人の行う社会福祉事業の付随的意味を持ち、公益性を有するものであること。 ②事業は、社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。	○			該当なし
3 公益事業	③会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。				該当なし
4 収益事業 (1)必要性	①社会福祉事業又は公益事業経営の財源に充てるために行われているものであること。				該当なし
(2)事業内容	①収益事業により、社会福祉事業の円滑な遂行に支障をきたしていないこと。 ②事業は、社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 ③事業の種類は、社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。				該当なし
(3)収益の処分	④社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障をきたしていないこと。 ⑤会計は、社会福祉事業及び公益事業と明確に区分され特別会計として経理されていること。 ①収益が社会福祉事業の経営に充てられていること。				該当なし

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
III管理 1 人事管理 (1)任免関係 (2)職務関係 2 資産管理	①施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。 ②施設長以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。 ①就業規則、給与規程が設けられていること。 ②職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。 ③職員の資質向上を図るため、職員研修についての具体的計画が立てられていること。 ①基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。 ②法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。 ③基本財産を所轄庁の承認を得ずに処分し、貸与し又は担保に供していないこと。 ④社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 ⑤不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。 ⑥不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合はその事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。	○			
3 会計管理 (1)予算	①予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。 ②予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。(評議員会を設けている場合は、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこと。)	○			該当なし

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(2)会計処理	<p>①経理規程を制定していること。 ②会計責任者が置かれていること。 なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織が確立されていること。 ③現金保管については、保管責任が明確にされていること。 ①法人の借入金、事業運営上の必要によりなされたものであること。 ②借入等は理事会（評議員会）の議決を経て行われていること。 ③借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。 ①会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 ①決算手続きは、定款の定めに従い適正に行われていること。 ②決算と予算との間で、大幅に食い違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 ③財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。また、事務所等で閲覧に供していること。 ①寄附金の受け入れに当たっては 寄附申込書を徴するとともに、寄附金台帳に記載し、理事長名の領収書を発行していること。 ②社会福祉施設の入所者から預かっている金銭は、預り金管理規程に基づき適正に管理がなされていること。 ①社会福祉施設設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が立てられているとともに、その実施体制が確立されていること。 ②法人印及び代表者印については、公印管理規程に基づき管理者が定められ、その管理が適正になされていること。 ③当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p>	○	○	○	
(3)債権債務の状況		○			
(4)会計帳簿等の整備状況		○			
(5)決算及び財産諸表		○			
(6)その他		○			
4 その他		○			